2025年度

事業計画書

２０２５年４月　１日から
２０２６年３月３１日まで

公益財団法人 東亜総研

目　　次

基本認識 １
基本方針 ２
Ⅰ．公益目的事業
　公益目的事業１
　　（１）定例セミナー・特別フォーラム..... ２
　　（２）相談・助言事業..... ２・３・４
　　（３）国際交流等推進事業..... ４
　公益目的事業２
　　外国人技能実習生受入れ事業..... ５
Ⅱ．収益事業
　収益事業１ ..... ６・７
　収益事業２ ..... ７
Ⅲ．法人管理..... ８

【基本認識】

世界を分断と混乱に巻き込んだコロナ禍が収束して２年が経過しましたが、現実の世界に目を向けると、ロシアによりウクライナ侵略、中東での紛争、頻発する自然災害や地球環境の汚染など、私たちの行く末は容易でない状況が予想されます。であればこそ、人々は皆、今やらなければならないことにベストを尽くすべきと考えます。

２０２３年６月、公益財団法人東亜総研は、創立１０周年を迎えました。当財団は、「共存共栄のアジア新時代」において、「アジアの安定と日本の持続的発展」は、日本の国益上の重要な課題であり、当財団はアジアの国々や人々との信頼関係を基礎に日本とアジアのプラットフォームづくりをめざしてきました。これからも引き続きこの基本目的を追求していきます。

日越大学は開学以来、順調に修士課程のプログラムも増え、学部の開設もなされてきました。しかし、ホーラックでの校舎建設の遅れ、激化するベトナムの大学間での競争の中など厳しい環境という側面もあり、日本政府関係省庁会では、日越大学日本委員会を組織し、支援体制を強化しました。

日越両国を含めたグローバル人材、産業界のニーズに応える実践的人材の育成を目指した日越大学付属の日本文化技術言語センター（VJUアカデミーの設立）が理事会で承認され、①ＩＴ教育センター、②キャリアアップセンター、③日本語センターなどが立ち上げる予定です。当財団は日越大学の成長と発展のため引き続き支援を行っていく予定です。

技能実習生の監理団体業務においては、昨年3月以降、送り出し国での募集、面接状況もコロナ前に回復しつつあり、受入れ人数も順調に拡大しております。本年度末には、技能実習生６６３名、特定技能労働者４２名の合計７０５名（前年同月比３３５名増）となり、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護、育成、支援にあたって参りました。２０２５年度末の現時点の予測は、技能実習生６７１名、特定技能労働者８６名の予想ですので、合計は７５０名を超える計画です。

当財団は、日本の国柄を守り「共存共栄のアジア新時代」をめざし、積極的に活動して参ります。「グローバル人材共生社会」の環境整備のため、当財団は既に、職員の3割が外国人材で構成されており、今後も国内外を区別することなく、才能ある人材を採用していきます。

「定例セミナー」「相談・助言事業」等の公益事業においては「人材育成」「人材確保」「国際貢献」を基本目的として事業に取り組んで参ります。

【基本方針】

２０２５年度の事業計画を、Ⅰ.公益目的事業、Ⅱ.収益事業、及びⅢ.法人管理について以下のとおりまとめました。

Ⅰ．公益目的事業

【公益目的事業　１】

「ベトナム国等東アジア各国との相互理解の促進を図ることを目的とする事業」

（１）定例セミナー・特別フォーラム

２０２５年度は、公益目的事業として、設立当初より取り組んで参りました当事業について、アジアの国・地域の政治、経済、外交、文化などをテーマとして事業を推進し、オンラインも含めたセミナー並びにフォーラムを実施いたします。

開催時期については四半期に一度（年に4回程度）の実施を予定し、「日本の国柄を考える文化セミナー」として、講師を選び、賛助会員の皆様や一般の方々が興味や関心を寄せていただける内容や構成に配慮し、日本とアジアの国々との友好と相互理解に努めて参ります。これまで東京での開催でしたが、日本全国の他の地域での開催も計画します。

（２）相談・助言事業

当財団は、様々な対話や事業を通じて相互の信頼関係を構築し、他国の問題も自らの問題と自覚し、日本の持てる力を日本とアジアのために発揮し、アジアの民生向上と経済発展に寄与し、それらの活動によって国と国の友好関係を強め、アジアの安定及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的に設立されました。

この精神に基づき、日本とベトナム、モンゴル等アジアの国々と技術・サービス・ノウハウ・文化等の相互理解及び交流に資するプラットフォームとなるべく、本事業を実施しております。これは日本とアジア諸国の将来の発展に寄与することをめざすものであります。

相談・助言の対象者は非営利セクター、特に公益社団・財団法人、ＮＰＯ法人、学校法人、社会福祉法人、地域団体、ボランティア団体を中心に、行政機関・地方公共団体など不特定多数といたします。

当該事業を通じ、海外との関係構築の術を持たない相談者を手助けする水先案内人として、多岐にわたる交流と促進を醸成し、日本とアジア諸国との連携交流、協力関係の構築に努めて参ります。これらの相談・助言事業については、対価を徴収しないこととしておりますが、実施事業の内容により適正な実費相当額を収受する場合もあります。

（ｉ）ジャパン ベトナム フェスティバル実行委員会

２０２５年３月８日、９日に開催された第１０回ジャパン・ベトナムフェスティバルは、４３万人の来場者となりました。ホーチミン市人民委員会も主催者として積極的に運営に参画しました。今期は、今まで以上に日越両国の教育・文化、観光・福祉、経済・産業などの交流に注力したイベントとなるよう助言及び協力を行って参ります。

（ⅱ）北海道ベトナム交流協会

本交流協会は、２０１６年３月２日に経済・文化・学術・スポーツ・観光・人的交流を通じて、北海道とベトナムの相互理解と友好協力関係を深め、北海道の活性化とともに可能性に富んだベトナムの未来に貢献することを目的とし、その実現のために設立されました。現在１０の支部が設立されています。

２０２４年８月には、「第３回ベトナムフェスティバルin札幌」が開催されました。中田隆博在札幌ベトナム国名誉領事と連携し、２０２５年９月６日、７日開催予定の「第４回ベトナムフェスティバルIN札幌」におきましても引き続き相談・助言を行って参ります。

（ⅲ）ホーチミンシティフェスティバルＩＮ東京

２０２５年１１月１日、２日には、東京にてホーチミンフェスティバルＩＮ東京が開催される予定であり、相談・助言を行って参ります。

（ⅳ）北海道モンゴル経済交流促進調査会

当調査会は２０１６年度以降、３回に及ぶ北海道とモンゴルとの相互経済交流を推進している組織です。これまでにも両国の経済交流に向けた環境整備を当財団の支援のもとで促進して参りました。２０１９年８月２日には、モンゴル・ウランバートルから新千歳へのチャーター便が就航し、モンゴル政府関係者と経済界関係者が来道し記念式典を開催いたしました。２０２２年８月には日本モンゴル外交関係樹立５０周年記念式典に参加するためにミッションが結成され、北海道モンゴル経済交流促進調査会として参加を致しました。２０２４年に新しく就任された竹内一秋在札幌モンゴル国名誉領事と連携し、北海道とモンゴルの民間企業間での事業拡大や波及効果が期待できるような事業に支援を行い、経済交流が進展するよう相談・助言を行って参ります。

（ⅴ）グローバル人材共生事業

北海道は、将来の日本が直面する課題が真っ先に表面化することから、課題先進地域といわれております。「グローバル人材との共生」という課題も北海道が直面する課題です。そこで、当財団が目指す「グローバル人材共生社会」の環境整備の先駆けとして、北海道がそのモデル地域となるべく、関係諸団体に働きかけます。また、グローバル人材共生社会実現

のために設立された一般財団法人外国人材共生支援全国協会（ＮＡＧＯＭｉ）の活動に対し、相談・助言を行い、支援いたします。

（vi）ハノイ国家大学、ハロン大学への相談・助言

ハノイ国家大学およびハロン大学に対して大学の成長発展および日本の大学や各種団体・企業との連携や交流を促進する活動への相談・助言を行う予定です。

（３）国際交流等推進事業

児童・青少年の身体的・精神的健全育成のため、日本と東アジア各国の児童・青少年の相互親善交流として学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを中心に国際交流等推進事業を行います。児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供いたします。

中国の小・中・高校生の修学旅行や文化・スポーツ関連の交流の受入れについて、日本の学校生活だけでなく生活習慣や教育文化なども紹介し、相互理解と交流を深め、日中青少年交流の一助になるよう努めて参ります。

本事業の紹介のため、当財団のホームページを活用、教宣用のＤＶＤを用いて自治体、教育委員会、大使館、領事館など幅広く活動を紹介いたします。

２０２５年度は再開を目指して調査を進めて参ります。なお、今後は中国だけではなく、ベトナム国やモンゴル国との国際交流等推進も検討します。

【公益目的事業　２】

「外国人技能実習生受入れ事業」

技能実習生の監理団体業務においては、昨年3月以降、送り出し国での募集、面接状況もコロナ前に回復しつつあり、受入れ人数も順調に拡大しております。本年度末には、技能実習生６６３名、特定技能労働者４２名の合計７０５名（前年同月比３３５名増）となり、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護、育成、支援にあたって参りました。

２０２５年度末の現時点の予測は、技能実習生６７１名、特定技能労働者８６名の予想ですので、合計は７５０名を超える計画です。

外国人技能実習制度および新しく始まる育成就労制度の趣旨を正しく理解し、実習実施者・送出し機関と協力し技能実習生が技能を適正に修得し、自立し、国際貢献に役立つよう人材育成事業を推進いたします。技能を適正に修得する状況の確認や実習実施者の取り組みを確認・指導するために計画認定申請・在留許可の申請、月１回の巡回、３ヶ月毎の定期監査などコンプライアンスを推進して参ります。

また、実習生が技能習得のため実習に専念するだけでなく、日本語能力検定の学習支援に今まで以上に力を入れ、当財団ならではの強みを打ち出していくとともに地域別の交流会やレクリエーション活動など、学習だけではなく受入れ企業や地域社会との交流などを進め、「日本型多文化共生社会」の実現をめざし、技能実習制度の理解を深める努力も継続して取り組んで参ります。

なお、技能実習期間を終了する実習生に対して、実習生本人と実習実施者の要望を聴取し、３号（２年間）への移行、特定技能労働者への在留資格変更のサポートだけでなく、帰国希望者には送り出し機関と連携し、帰国後の就職支援にも積極的に取り組んで参ります。

２０２４年６月には監理する実習実施者、技能実習生も増え、確実に成長を続けておりますが、技能実習生の育成・自立が果たされ正しく目的を達成できるように拡充を期して参ります。

また、本年度は技能実習制度と特定技能制度の制度改正にむけて、入管法が改正され、育成就労制度が創設されることとなりました。具体化が進む新制度についての情報収集を積極的に行い、引き続き多くの外国人材が安心して日本に来られるよう、万全の準備を行ってまいります。

Ⅱ．収益事業

【収益事業　１】

日本と東アジアの国・地域との関係が持続的に発展すること及び文化等様々な交流の強化促進に寄与することを目的とする事業

１．調査研究

２０２２年度から再開したベトナムにおける政治・経済・社会に関する調査受託事業で国際協力銀行（ＪＢＩＣ）から間接受託している調査受託事業を引き続きハノイのＪＶＲＣ社と連携して推進して参ります。

２．業務受託事業

（ⅰ）日越大学日本委員会事務局

２０２１年１１月ファム・ミン・チン首相の日本訪問、２０２２年５月の岸田首相のベトナム訪問など、日越は非常に良好な関係を保っています。日越大学は日越両国の象徴的国家プロジェクトの一つです。

当財団設立の契機となった日越大学構想は、２０１３年末の日越両国首相による日越共同声明、２０１４年ベトナム国家主席訪日時の日越共同声明に基づき、両国政府協力のもとで推進されている事業です。ベトナム政府は、ベトナム国家大学ハノイ校の７番目の大学として日越大学設立を決定いたしました。

当財団は２０１５年第１期契約より（独）国際協力機構（ＪＩＣＡ）より「日越大学構想国内支援事務局業務」を受託し、業務を行ってきております。

２０２３年度より、日越大学支援国内本部は、日越大学日本委員会に改組されることとなり、日越大学の日本側理事を中心に構成されました。当財団としましては、２０２４年に引き続き、２０２５年度も日本委員会事務局の支援を行っていく計画です。

（ⅱ）モンゴル国の観光開発調査業務

２０２０年１０月から２０２１年９月に実施された「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査」は、特有の遊牧文化や豊かな資源を有するモンゴル国の観光開発についての情報取集・確認調査であり、モンゴル国の観光開発方針を確認し、今後のＪＩＣＡの協力プログラム案を作成することにより、東アジア全体の観光開発に資するものです。

本調査の中で提唱した「日本・モンゴル地球村構想」の内容実現化のフォローを行っていきます。

３．普及啓発・情報提供

当財団で行っている事業内容を、東亜通信、ホームページ等で積極的に広報して参ります。

４．相談・助言業務

公益事業における相談・助言業務と内容が重複しており、公益事業に該当しないものを収益事業として実施して参ります。

５．旅行業

国柄や国民性を正しく認識し評価すること、そしてグローバル化と国際性が求められる今日、「観光・旅行業」が重要であることに変わりはありません。

アフターコロナ時代に合わせ、ＭＩＣＥ（Meetinng,Incentive,Convention,Exivition）を意識し、実体験とオンラインでの体験を組み合わせた視察旅行等の受注をめざします。

さらに、他の分野でも当財団ならではのハイレベルな情報収集、人脈を生かした手配力などを活かし、国際交流に貢献できる視察旅行を実現いたします。

【収益事業　２】

特定技能制度における特定技能労働者への支援業務

特定技能業務

入管法の改正にともない、特定技能制度が新設され、その結果、技能実習生が帰国することなく、特定技能外国人に在留資格を変更し、日本で働く場合において、受入団体の要望により登録支援機関として支援を行うことが必要な状況となりました。当財団の目的と事業に鑑み、この状況に対応し特定技能制度における登録支援機関として支援業務を行います。

当財団の公益事業である技能実習制度における監理団体業務および特定技能業務を健全に推進するため、２０２３年６月には有料職業紹介の許可を得て、収益事業として推進することとなりました。

Ⅲ．法人管理

公益財団法人として求められるガバナンス体制、運営や事業に対する透明性やコンプライアンス順守には、自ら今まで以上に厳しく取り組んでまいります。また、職員一人ひとりが以下の運営方針に従い、自覚を持って職務に努めて参ります。

２０２２年度より年間５回開催している定時理事会および毎月開催している法人運営会議については、今期も継続して行います。

１．賛助会員制度の見直しと普及
２．公益財団法人職員としての法令の遵守
３．職員の業務目標・役割分担の明確化
４．高い業務品質・サービスの提供
５．職員一人一人の能力開発の推進
６．業務のシステム化による業務効率の向上
７．職員のコミュニケーションの向上
８．業務の生産性の向上と職員の処遇の向上

２０２５年４月より新たな公益法人制度が始まりますので、法改正の趣旨を理解し、当法人の運営に反映をさせてまいります。

以上